

さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第42回）

第1 日時

令和5年1月18日（水） 午後3時から午後5時まで

第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

飯畑勝之、磯田三津子、加藤学、鹿野伸二、甲原裕子、小林孝幸、坂下裕一、高橋信彦、向田辰男、諸角文、八島健、山本英雅、（五十音順、敬称略）

【オブザーバー】

（事件部）久保田寛也、山崎明郎、松本浩昭、関根恵子、土屋奈緒美、富永悦史、林絹子、権田直子

（事務局）依田理、佐藤奈緒美、阪本恵子

第4 議題

「これまでの少年実務と改正少年法」

第5 議事概要

1 開会宣言

2 退任委員紹介

（細野委員、湯川委員）

3 新任委員紹介

（西野委員、飯畑委員）

4 議題「これまでの少年実務と改正少年法」

(1) 第1部

令和3年改正前の少年に対する処遇について、統計数値の説明及び少年審判廷等を見学し、意見交換及び質疑応答を行った。

（○は外部委員、●は委員長、□は裁判所委員、■は説明者の発言内容）

● 今回の説明では少年事件と刑事事件の比較で説明させていただきました。報道の中では、時々、少年事件については処分が極めて甘い等という評価をされていることもあったりしますので、数字的に見てそういうものではありませんということと、少年に対する手続、処分の指導理念、すなわち少年法1条が規定する教育主義に基づき、裁判所の審判手続が進められているということを御説明させていただきました。この辺のお話をお聞きになり、少年事件というものに対するイメージなどで、御質問、御意見等あればお話しいたきたいと思えます。

○ 少年事件に対して配慮が非常にされているなど感じました。その中で、鑑別所と在宅と

というお話がありました。その違いはどういったところでしょうか。

■ 在宅事件と身柄事件の違いですが、身柄事件は、観護措置という手続をとるものでして、法律上の要件が満たされる場合に少年に少年鑑別所に入ってもらふ事件のことを身柄事件と呼んでおります。これに対し身柄拘束をせずに手続を行う事件のことを在宅事件と呼んでおります。どういう場合に少年鑑別所に入ってもらふかにつきましては、罪証隠滅の恐れがあるとか、逃亡の恐れがあるか、という場合もあるのですが、実務上ほとんどを占めているのは鑑別の必要性があるという場合かなと思われま。す。どういう場合に鑑別の必要があるかというのは、こういう基準という明確なものはないですが、少年の再非行を防止するためにどうしたらいいか、少年の資質であるとか家庭環境とかそういうものを総合的に考慮して、その少年を鑑別所で鑑別していただいた方が少年にとっていいのか、それともそのままでもらふ必要はないのかそういうことを考えながら、少年鑑別所に入ってもらふかどうかを考えております。

○ ありがとうございます。なんとなくイメージで、こういう少年審判を受ける方がみな観護措置をとられるのかなと思っていたので。

□ 今日の配布資料の中の「少年審判手続のしおり」の最初のページの左下を御覧ください。家庭裁判所は自ら事件を捜査するわけではありません。テレビでは「職権を発動する。」なんて言って捜査したりしていますが、そういうことはやっておりません。事件が裁判所に送られてくると、裁判官が記録を読んで、この事件についてはもう少し少年のことをみっちり調べなければいけないなと考えたときに今言った観護措置というのをとって鑑別所に少年を入れるわけです。そうでない事件については、別に身柄をとることはなく、在宅のままいろいろと調査し、審判をする、そういうかたちになるということになります。

○ 分かりました。ありがとうございます。

○ 一つ伺いたいのですが、先ほど、凶悪事件はどんどん減少しているというお話をお聞きしたのですが、実際、観護措置がとられる事件の割合というのも減っているのでしょうか。また、どれくらいの割合で観護措置がとられているのかお聞きしたいのですがよろしいでしょうか。

● 数値の方がすぐ出ますでしょうか。

■ 統計が分かりますのでお答えします。令和2年度ですが、一般保護事件の新受人員に対して観護措置がとられた比率が11.7%となっています。

● 古い数字については分かりますか。

■ 平成23年度から10年間の歴年比較というのがあるのですが、平成23年度が9.4%、その後10.4%などでそんなに大きくは変わっておりません。

● 比率でいうと横ばいという感じでしょうか。先ほど申し上げた凶悪事件の数は減っても、資質的に問題性があると鑑別しようということになりますので、問題性についてはもしかすると増えているかもしれません。そのあたりどうでしょう。

□ もともと凶悪事件が全体の中で占める割合がかなり少ないので、凶悪事件が減ってい

るといふことは実はあまり影響しないだろうと思います。凶悪事件以外の事件でも必要な場合には観護措置をとっていますので、そこは余り変わっていないということではないかと感覚的にはそう思います。

● 若干補充しますと、少年にとっては、捕まった、身柄拘束されたというのは同じ感じなんですけれども、裁判所に来る前の捜査段階では事件を調べる捜査のために逮捕、勾留等の身柄拘束をしています。裁判所が受理した以降は、その少年のことをいろいろ鑑別所で調べるために観護措置により身柄を拘束することになります。少年自身にとってはどちらも捕まっている、同じ、みたいな感覚になることも多いんですけど、そういう意味ではだいぶ趣旨が違ってくるということになります。

ほかに御質問等、また、処分に関する御意見等はございますでしょうか。後半はこういう運用がされている中で今回の改正少年法がどのような意義を持つのか、それについての改正少年法の趣旨等を御説明させていただきますので、その後にも振り返って御意見、御質問いただければと思います。

では、後半の説明に進めさせていただきます。

(2) 第2部「改正少年法下において、これまでの少年に対する処遇が維持される点と変わる点」について

令和3年改正の趣旨を改正経緯及び改正のポイント等についての説明を行い、事例を挙げ意見交換を行った。

● 改正少年法の趣旨とどういうことが変わったのか御説明させていただきました。では、とりあえず更に進めさせていただきます。

【架空事例1】犯情の軽重による保護処分の制約

・家庭から離反し不良仲間の家を泊まり歩いている特定少年が690円の食料品を万引。

① 少年に前歴がない場合

● 一般にこの家庭裁判所委員会は、裁判所の運営方針について御意見を伺っております。しかし、今回の場合、この事案というのは各裁判官が判断するときに迷う点なんです。裁判官は法律を自分で解釈し、その事案に当てはめるという独立の権限を持っております。裁判官は個人個人で、自分の考えで判断をしますけれども、そのときには法律を前提として解釈するということになります。解釈の時には、国民のみなさまがどう考えていらっしゃるか、社会の状況も考えざるを得ません。そのためにこの裁判官が判断する上で、どういうふうに解釈しようかというときにみなさまの意見が非常に参考になるということで意見を伺わせていただきたいと思います。ある意味で、みなさまが、御自身が裁判官だ

ったとした場合にこういうときにどう考えるのかちょっと考えていただければと思います。先ほど説明の中でありました「ぐ犯」とか、実際に万引という事件が起こっているときには「要保護性」すなわちこれからまたやるんじゃないか、これからやるような子どもに対しては早く指導してあげた方がその子のためになるんだということと、逆に、指導するということは聞こえはいいけれども場合によれば少年院とかで身柄を拘束する、そうでなくても保護観察所に出頭しろという義務を課す、その人に対する不利益を課すことになるのではないかとあります。どちらの方があるべき姿なのか、そういうことを裁判官が迷っているわけでございますけれども、条文の中には犯情による制限というものがあります、どの程度と考えるか、これが各裁判官として迷うところですので、みなさまから御意見を伺いたいと思っております。前置きが長くすみませんが、何でも思ったことについて御発言をお願いいたします。

○ 少年刑務所にいる者は、実際は少年ではなく、20歳以上の人がほとんどですが、感じることは、その犯罪行為が違法だとか犯罪だと思ってなかったという感想を述べる人が多いということです。少し前も無免許運転で、先輩の車を借りて乗り回して捕まり、何回も捕まって少年刑務所に入ったと。しかしそれが違法だということを全然知らなかったと、刑務所に入ってから違法だということに捕まったと分かったとのことでした。やっている最中は悪いということ、違法だということ知らなかったと言っていました。少年刑務所に入っている子どもたちは、学歴がほとんどなく中卒、高校中退も多いです。先ほどの統計で犯罪の数は減っているというのは、実感としてもあります。一つには少年法が非常に機能しているという点もあると思います。もう一つは非常に勉強する機会が増えていることです。高校なんかは最近ではもう99%が行きますし、大学や専門学校でも7割、8割近くが行くようになってきました。ところが、刑務所に入って3年とか経っている子どものほとんどが中学出て、高校は中退しているのが多いです。ごく一部まれに大学に行っている子もいますけれども、やっぱり教育っていうのは大事だと思うんです。先ほどの話で犯情の軽重により保護処分に制約がかかる18歳、19歳はぐ犯少年として立件できないという話をされたと思うんですけど、そういう年齢でもそれが悪いことなんだということを教わる機会がたぶんその子にはなかったと思うのです。やっぱり保護観察なりしながらでもそういうことは悪いことだということを教える機会というのはこれからも確保されていくべきではないかなと思います。

● はい、ありがとうございます。今の御意見は、年齢が高くても低学歴とか十分に知識とかその辺が身につけていない子があるから、やっぱり指導とか教育的な措置というのはできるだけやった方がいいんじゃないかという感じの御意見ですね。今の御意見に関して、そうだそうだと思われる方、ちょっと違うんじゃないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、別の問題でも結構でございます。今出てきた「悪いこととは知らなかった。」というのは、悪いことか悪くないことかという問題と、悪さの程度がどの程度かという問題など、いろいろあると思うんですけども、例えば今の事例というのは無免許運転

自体が悪いことについては分かっているということではないのでしょうか。

○ 無免許運転自体は悪いと思っていると思うんですけど、それが法律に触れるとは思わなかったと。別に誰を轢いたわけでもないし、先輩の車を乗り回したってただだけれども、でもそれは法律に触れるんですよっていうことを、その結果としてはこういうふうに乗まるんですよということを教える機会がないと、やっぱり六百何十円の万引で、不処分になるとしても…、まあ、警察に捕まった時点でそれは悪いことだと分かると思うんですけど。

● 無免許で運転してはいけないことは分かっているけれども、無免許で運転したって人をはねるわけでもない、事故を起こさないんだからそんな大したことはないだろう、そういう感覚ということですね。

○ それと、犯罪を犯した子どもたちの話を聞くと、非常に人格的にも未熟ですよ。年相応よりももっとちっちゃい子の考え方をすると、感覚的には私は思っているんですけども、やっぱりそういう子には教育的な指導というのが必要じゃないかなと思います。

● 実年齢と実質年齢、形式年齢とそういう問題もあるのかもしれませんが。他の方はいかがでしょうか。

○ 質問を質問で返すようで申し訳ないですけども、こういう場合って法律には明記されていないけども、2回目3回目で保護処分のような慣例みたいなものはないのでしょうか。

■ それについてお答えしますと、そういうような感覚というのはあります。過去に保護観察に付された少年がもう一度やったときには、保護観察に付しても非行がやめられなかったということで、少年院送致も選択肢に入ってくることはあります。このスライドの問題に関連して申し上げますと、18歳、19歳の特定少年ということになってきますと、犯情の軽重による制約というものがかかってきます。そのあたりをどうしたらいいかというところで、みなさんの率直な御意見をいただければ、今後参考にさせていただきたいというところでございます。

● 17歳以下だと要保護性というか更生のためのということでもといったらちょっと言い過ぎですけども、ある程度処分できたところがあるんですけど、今回新しい条文で「犯情」という制限ができて、その「犯情」とは一体なんなんだろうと。もちろん人を殺すようなものは犯情が重いというのはわかりますが、690円のもの、繰り返せば犯情が若干悪くなるんでしょうけど、どんどん悪くなり続けるものなのか、いくら繰り返そうが何をしようがたかがやっぱり690円でしょ、というものなのかというのはその犯情の意味として解釈が分かれるということになるかと思います。この説明でいいでしょうか。

□ おっしゃるとおりで、犯情というのが何なのかということは先ほど説明にもあったんですが、まだ議論が収束しているわけではなく、かなり難しい概念だと我々も思っているところです。解釈するとき、一般常識を取り込むべきだと私たちも思っていて、この事例の場合、先ほどのまさにスリーストライクアウトなんじゃないか、一年前に一度審判を受けて不処分となって、半年前にももう一回万引で審判を受けて、その時には保護観察になったと。それで、今回3回目ということで、保護観察、もう一回同じことでいいんだろうか、効果が

上がっていないのだからやはり少年院に送るということも考えていかなければいけないのではない。ここは割とそう思うところですが、ところがその一方で、今回特定少年については、犯情の軽重で制約がかかるというのが法律で決まってしまいましたので、その時の犯情というものを犯罪事実そのものだと考えてしまうと、やっぱりやったことは690円の万引なんだから、そんなに重い処分までしちゃいけないんじゃないかっていうことで悩みが生じているというところ。3回目なんだからある程度手厚い保護をすべきなんだという考え方でいくのか、それとももう割り切ってやっぱりたかが690円の万引なんだから保護観察としてしまうのか、みなさんの感覚を伺えれば我々も解釈の時に役立てていきたいと思っています。

② 1年前にも万引で不処分となり、半年前には万引で保護観察に付されていた場合

● 感覚でけっこうですから、もう2番目のような場合だったら少年院に行ってもらっていいんじゃないかっていうふうな感覚をみなさんお持ちになるのか、そうは言っても690円の万引だものなと思われるのか、そちらを率直に伺わせていただければと思っております。

○ 保護観察中で再犯、再非行して、家庭裁判所に事件が係属したら、保護観察中の状況はこうでしたということで報告をさせていただいていると思うんです。今回のケースの場合、保護観察の状況として、保護司さんのところにちゃんと指導に通っていたのか、それとももうさぼってばかりいて、ろくに指導を受けていなかったのか、こういったところによっては、また判断の分かれ目が出てくると思うんですけど、こういったことについてはいかがお考えでしょうか。

● 実際は考慮すると思うのですが、あえてで考えていくと、当然そうやって保護観察をちゃんと受けていたのかどうかによって、そこから感覚として違ってくると思うんですね。そもそも保護観察にされたのに、保護司さんのところに会いに行かなかったってことになれば、今度はやっぱり少年院送致かなあという発想にいく感じなんです。ところが、問題は、さっき言った犯情の軽重という制約があるということなんです。犯情の中にそれは犯罪行為そのものだけだと考えてしまうと、保護司さんのところを訪ねて行っているかどうか犯情の中に入らないことになってしまいますよね。そうすると、犯情の軽重で制約がかかってしまうっていうのを厳格に考えていくと、保護司さんのところに行ったか行かないかで処遇はそこでは変わらない。上限はあるのですけれども。690円の万引だけだったらそもそも少年院送致は無理なんだって考えてしまうと、保護司さんのところに行っていたかどうかは考慮されないということになってしまいます。そこをどう考えるのか、それは、犯情の軽重の中にそれを入れていかないのはおかしいんじゃないかと考えるのかということにはなってくるんですが、そこから先はかなり法律論なんで、ここから先は裁判官なり学者の人に任せるしかないんですが、その前提としてみなさんがどう素朴に感じられるかっていう

のを我々は知っておく必要があるかなと思っっているということになります。

○ そうすると、非常に厳しいなという感じがします。これから先、どう運用されるかによりますが、特定少年の場合、保護観察を真面目に受けているのか、それとも、あんまり真面目に受けていなくてさぼっているのか、さぼっていても大したことにはならないっていうことになってしまうと指導がやりにくいかなというところが出てくるんじゃないかなと思っってちょっと心配しております。

● はい、ありがとうございました。

○ 本当に感覚的な意見なんですけれども、やはり何度も万引を繰り返すような少年がいたとして、やっぱりその子の将来であるとか人格を尊重するのであれば、自立できるような支援をしてあげるといような教育的な介入がある程度必要かなというふうには思います。というのは、私も高等学校で非常勤講師をやっていた時に、犯罪を犯したお子さんがいらして、親がそれを認めないというか、犯罪を犯罪として認めなくて、私の責任ではないと放棄してしまった時に反省できなくて繰り返していくんですけれども、一方で、親がそれを認めるというような場合、親が困った顔をすると子どもは反省するわけです。ということは、教育的な常識みたいなものを教わっていないという可能性があると思うんですね。となると、かなり人間関係、教育的っていうところで、教育がちょっとどういう意味なのか、教育的な介入っていうのがどういうことかが分かりにくく、性格の矯正とか書いてありましたけれども、結局は人間関係というか、そういった中での信頼感であるとか、ものを教わるとか、そういったことの欠如みたいなことがあるんじゃないかなというふうに思うのです。なので、私はそういうところを配慮してあげたほうがその子の人格を重んじるという意味では大切なことなんじゃないかなというふうには思いました。

● やはり18、19であっても教育というか、教えてあげることが大事なんだということですね。教育というと、保護観察の中でもいろいろな教育がされていると思いますが、例えば、審判手続の中でも調査官の教育的措置という言葉をよく使いますが、教育的措置というのは子どもたちに何を伝えようとしているものなののでしょうか。

■ 調査の段階での教育的措置ということで、面接で、口頭で、いろいろ助言とか指導したりということがあります。例えば、万引をした少年とかにですね、実際に万引の被害に遭っているお店の方に来ていただいて、経済的にも精神的にも時間の面でも、いろいろな被害、影響を受けているんだという生の声を伝えていただいたりとか、社会奉仕活動といたしまして、老人ホームとかですね、介護のお手伝いをしたりとか清掃活動をしたりとか、思いやりの心を育んだり、自己効力感、役に立ったという自己効力感を育んだり、そういったこともあります。それから、最近性は非行のお子さんが増えている印象があるんですけれども、医務室が家庭裁判所の方にありまして、そちらの看護師さんの方から、性に関するいろいろな教育とか働き掛けなどをしていただくといような教育的措置のメニューもあります。その子に合ったメニューを選んで、働き掛けや教育をしております。

● 何か保護観察所のほうで、教育についてお話いただけることがありますか。

○ 保護観察は基本的には個々の少年に応じて遵守事項を設定して、それを守らせるということが基本中の基本でございます。毎月必ず、一人一人担当の保護司さんがつきますので、保護司さんのところに通って生活状況の報告をして、必要な指導、助言を受けるということになります。時には、保護観察官のほうも面接をしまして、それをフォローするということが原則です。保護観察の中でもですね、面接を基本としながら、例えば、処遇プログラムを受けさせることもしてますし、それからしよく罪指導とか、家庭裁判所でやられていることと同じようなことだと思いますが、社会参加活動、社会貢献活動、道路の清掃をしたり、福祉施設の作業を手伝ったり、そういったこともさせておまして、個々の少年の成長にとって必要なものをピックアップして教育の場を提供しているというところでございます。

● ありがとうございます。事例として、仏の顔も三度まで、三度目の正直なのか、そのような話がありましたけど、ちょっと場合が違う次の例も見ていただきたいと思います。

③ 万引以外にカツアゲをくり返していたが、被害者が不良仲間を恐れて被害届を出さないため事件化していない場合

● 二番目の事例は、二度目、三度目ということはあなたも分かってるでしょって言えるけれども、三つ目の事例は、問題性が大きいことは分かるけれども、明示的にそれは手続にのってなかったというものです。問題が深いことは記録上、資料から分かるのだけれども、手続になったのは初めてだと。このような場合はどうなってくるんだろうかという質問をさせていただいております。裁判官の中でも迷ってしまうことがよくあるんですけど、繰り返したことが手続上ははっきりしていないけれども問題のありそうな子だと分かるという事例です。

○ これは警察の方からそういう情報があがってきているわけですよ。

● そうですね、まあ本人が認めている場合もあるし、認めていない場合もあります。

□ 一番出てくるのが、調査をしている時に少年自身が認めていて、事件としては万引の事件で記録が来ているんだけど、調査をしてみて、他に悪いことやったのと聞くと、カツアゲをやったこともあるという話を自分も認めている。確かに送られた記録の中でも、友達が、あいつはそういうことやってたよという話を言っている。ただ、被害届とか出ていなくて、やったと思われるけれどもそれ自体は立件は難しいかなあということが割と少年事件ではあります。

● という前提で、いかがでしょうか。

○ さっきから非常に頭の中がまとまらないのは、やっぱり付添人の立場で臨んだ場合に、教育的な配慮から少年に対する措置をする手続だというのは分かりつつ、他方で、刑事事件的な発想で、その事実があった前提でやっていいのかとか、例えばこのカツアゲを繰り返していたなんて話については、どんな証拠に基づいて出てきていて、その証拠の検証がされているのかとかですね。刑事裁判になれば、そこは尋問をしてとかという話になってくる

世界ですので、そういうことを考えていくと、犯情については当然限定的に考えるべきだということもありますし、コメントがしづらいなとずっと考えているところではあります。ただちょっと前の問題も含めてなんですけれども、以前からこの制度はそういうところがあったんですけれども、あるところまでは教育的配慮で、あるところからは処罰みたいな、世界が急に変わるみたいなのところがあって、今回そこにちょっとワンクッション入ったところである特定少年の場合は、犯情を限定的に捉えて、どういう事件を起こしたかというところで判断されるということで犯情はクリアみたいなことになると、その2年間でちょっと穴があくといえますか、もしそれが2年くらいずれていけば、それこそ執行猶予中に犯罪を犯せば実刑の可能性が高くなるみたいな話とパラレルに考えると、何かその保護観察を受けていたが、これ、余罪がありますみたいなのところがクリアするっていうところは、もしかすると社会的に、国民感情からは、納得ができないっていう話もあるのかなあと。そういう付添人の立場から反対の立場からいろいろ考えたりとかそういったことを頭を悩ませながらいろいろお聞きしていたところで全然まとまってなくて申し訳ありません。

● 専門家でも手続的なものとその実体といろいろごっちゃになって難しいというのはよく分かると思うところであります。制限といってもその制限の上限を高く考えてしまうとあんまり実質的な制限にならないということにもなりますし、その上限というのをどうみるかということにもかかってくるかなと思っています。

ちょっと時間の都合もありますので、次の事例についてみましょうか。

【架空事例2】原則検察官送致対象事件の拡大

・家庭から離反し不良仲間の家を泊まり歩いている特定少年が690円の食料品を万引し、これに気づき食料品を取り戻そうとした店員を突き飛ばすなどして逃げた。

① 少年に前歴がない場合

● 普通の感覚だと強盗というのは、ひどい暴行、脅迫を加えてものを盗るということなんですが、法律上は、盗ったものを取り返されないように、例えば逃げるためとか、あるいは証拠隠滅しようとして、暴行や脅迫を加えたのも、強盗を以って論ずるということになっていまして、強盗というのは懲役5年以上という非常に重い罪になっています。それに当たってしまうと原則検察官送致だよというのが今回の改正少年法です。どうでしょうか、強盗である以上、原則と書いてあるんだから原則なんですよというか、いやいや、これ強盗じゃかわいそうだから、そう考えなくてもいいんじゃないの、これ両方あり得るのではないかと考えております。

○ 新聞でも非常に難しい問題でして、万引だと新聞記事にならない、載っても匿名ということが非常に多いんですけど、事後強盗になってしまうと重い刑法犯になってしまうので、事後強盗であるともう実名報道せざるを得ないっていうのがあります。でも事後強盗の内

容が警備員を突き飛ばしたという程度のものであるときにそれを実名報道していいのかわかるというのはいつも本当に悩ましい問題で、自分的には事後強盗がどの程度相手に怪我をさせたのかとか、犯行の悪質さの度合いなんかで判断しています。この場合も事後強盗の構成要件のところを詰めていくしかないんじゃないかなと思います。けがをしてしまったなどということであれば厳しいのではないかなと思います。

● 今のお話は、事後強盗といってもいろんな事案があるからその内容をみてなのか、それか事後強盗にあたってしまった以上はと、どちらのニュアンスでしょう。

○ 相手の怪我の程度によるかなと思います。個別に検証して、記者にも意見を聞きながら決めていく感じですね。

● 今、問題提起いただいて、こちらの方でもそういうこともあるなということ、次のケースを考えていただきたいと思います。

② 店員が手首を骨折（全治一か月）した場合

● やはりそれは実体というか、事案をよく見て、その時その時というケースバイケースになってしまうということでしょうか。実名報道に関しても。

○ そうですね。簡単に言ってしまうと、他人様に迷惑をかける、迷惑の度合いですよね。骨折っていうのはかなり大きな迷惑になってしまうので、それによって判断しているところがあります。

● 逆をいうと、少年法は、今は強盗に当たれば、原則検察官送致なので、原則を例外にしていいかどうか、そうすると、事案が軽ければその原則と違う扱いしてもいい、そちらで言えば実名報道しなくてもいいという事案もやっぱりあるというふうにはお考えなんですかね。

○ そこはそう思います。強盗で、検察側も公表するケースもありますが、殺人じゃない限りは実名報道はまずしないという感じになっています。それは報道の立場の考えでして、司法の立場では全く別のものと思っていますので、私からは何とも結論でない。

● 分野は違っても悩みがある、みたいなどころがあるというふうに思いますが、他の方々いかがでしょう。

○ 感覚的な問題なんですけれども、私、婦人相談センターのほうにいるんですけども、感覚からすると、やっぱり特定少年というものを残しているところから考えて、この事後強盗罪に当たるかどうか、中身によるのかなあという感覚があります。前歴がないとすれば、やっぱり保護処分にして、この方が保護処分の中で何か困っていることがあるからこういうことをしていると思うので、また福祉的視点というところでも触れるところができるのかなあというところもちよっとあります。ただ、前歴がなかったとしても、手首を骨折したりしたらやっぱりちよっと罪になるかなあみたいな感覚でございます。

● 今、冒頭におっしゃっていただいたのは、特定少年を残しているという表現されたので、

残しているということは、やっぱり特定少年もかつての少年と同じ部分がかなりあるんじゃないか、というふうなことです。

○ そうですね。少年は、未来があるからということで、保護、教育的なところが大きかったと思うんですけども、そういったものを全然考えないのであれば、18歳から少年法の対象外にしてしまえばいいのに、あえてそうしていないと思うのです。そういう面から未来を考える、未来を考えるっていうことは、結局、世の中の人に迷惑をかけ続けなくていくっていうことにつながると思うので、そういうことにも目を向けていくほうがいいのかというのが自分の感覚となります。

● 平成一桁の頃、有名な酒鬼薔薇事件やマット死事件、コンクリート詰め殺人事件、あの頃の改正というのは、割と社会的に厳罰化という動きがあった時代だと思います。それに比べると、今回ののは、成人年齢が下がったと、それに基づいてじゃあどうしようかということで、具体的に何か方向性があるわけではございません。ただその中で、成人年齢が下がった、法が変わったということであると、逆にみなさまは、これで何は変わったほうがいい、何は変わるべきだと思われることがありますか。成人年齢が20歳から18歳に下がったと、その上でこの改正少年法ができたということは、ここは少しは変わるんだろうとか、ここはこういうふうに変わるべきではなかろうかと考えられるところがありますか。どちらかといえば今までもみなさまのお話は、やはり子どもの更生のために教育的な少年法でいいんじゃないかという御意見が多かったのですけれども、その中で何か変わりそうなところ、変わったほうがいいのかと思われるところございますか。

○ 質問ですが、今の店員さんが手首を骨折したというそういう話ですけど、店員さんの意見というか、処罰感情というのは調査するのですか。店員さんがもういいよ、許してやってくれよというか、示談がもう済んでいる場合と、あいつはもう厳罰に処して欲しいとかいうのは、裁判の中で取り入れるのですか。

● 一般的に捜査書類の中で被害者の感情、厳罰に処してくださいとか、弁償しましたのでかまわないですなどの記載があります。それは当然前提にします。これをどの程度考慮するかは、これはまたその裁判官の解釈というか、それをどう考えるかはいろいろあり得るんだろうと思います。

○ 素朴な感情では、店員さんがもう許しているならそんなに処罰はねと思いますし、いや許せないっていうんだったらちょっと考えなければいけないんじゃないかと思います。

● 少年法を含めて、少年法だけではなくて、大人の刑事裁判でも、被害感情というのを割と重視して刑を課す裁判官と、被害感情ではなく、やったことである程度もう決まっているんだというふうで考える裁判官、これは両方いるんじゃないかと思います。

□ 司会のほうから言われたとおりだと思います。補足していうと、まず、警察のほうの捜査でも被害者の処罰感情というのは必ず聞いていて、それを参考とします。全治一か月ということになってくると、家庭裁判所に事件が来た後も家庭裁判所としても被害者へ書面を送ったり、あるいは実際に会ってみたりして、その処罰感情についてもまた聴取したりして

います。あくまで怪我の程度によりますけど、重くなった場合にはそういうものを調査するようにしています。

● 本当に裁判官がまさに悩むところですので、みなさんに振られてもなかなか難しかったと思いますけれども、その中で貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。この辺でこの議題に関する議論は終わりにさせていただきたいと思っております。

第6 次回テーマ等の選定「家事手続案内及び事件受付窓口の在り方について」

第7 閉会宣言

第8 次回日時

令和5年6月6日（火） 午後3時